

平成 27 年度（2015 年度）

西宮市立〇〇学校園

防災マニュアル

（自然災害）



西宮市立〇〇学校 園 防災マニュアル

●目 次●

事前の危機管理体制の整備（備える）

- 1 校内防災委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 防災教育年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 学校園及び周辺地域の災害想定および避難場所・・・・・・・・ 3
- 4 避難場所及び避難経路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 災害時配備体制（休日・夜間時）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 教職員の緊急連絡体制（休日・夜間時）・・・・・・・・・・ 6
- 7 児童生徒等の安否確認と連絡体制（休日・登下校時・夜間時）・・ 7
- 8 施設設備等の安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - （1）施設設備等の安全点検 （2）安全対策の実施
 - （3）非常持ち出し品・備蓄品の点検

発生時の危機管理対応（命を守る）

- 9 災害時別対応行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - （1）在校中 （2）休憩中 （3）登下校（園）中
 - （4）校（園）外活動中 （5）休日・夜間

事後の危機管理体制の整備（立て直す）

- 1 0 学校園災害対策本部編成表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
- 1 1 災害発生時における被害報告及び緊急連絡先・・・・・・・・ 1 7
- 1 2 児童生徒等の保護者への引き渡し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 1 3 避難所運営支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9

1 校内防災委員会の設置（例）

- 1 学校（園）の防災の充実を図るため、校長（園長）を委員長とする防災委員会を設置する。
- 2 委員は防災管理者（教頭）をはじめ教務主任、学年主任、生徒指導主事、防災担当者、養護教諭で編成する。
- 3 委員会の開催は定例会と臨時会とし、計画的に開催する。
- 4 防災委員会は警報等が発令された時は警戒本部となり、災害が発生した場合は対策本部となる。
- 5 防災委員会は次の事項について審議する。
 - (1) 学校（園）防災についての研究・調査に関する事
 - (2) 学校（園）防災マニュアルの立案に関する事
 - (3) 校（園）舎内外の施設、設備等安全管理に関する事
 - (4) 避難訓練をはじめとする防災教育の充実に関する事
 - (5) 教職員の研修等に関する事
 - (6) 関係機関との連携に関する事
 - (7) 学校施設が避難所となった場合の協力体制に関する事
 - (8) その他、学校（園）防災の推進・運営に関する事

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文部科学省）より一部改変

防災委員会編成表（例）

委員名	職名	名前	平常時担当	災害時担当
委員長	校長・園長	〇〇	総務（庶務）	災害対策本部長
副委員長	教頭	〇〇	・校内防災体制の見直し	副本部長（情報収集等）
委員	教務主任	〇〇	・保護者・地域等関係機関との連携体制の構築	安否確認・避難誘導班長
委員	防災担当者	〇〇	安全管理担当	安全点検・消火班応急復旧班長
委員	生徒指導主事	〇〇	・施設・設備の安全点検 ・防災教育（防災訓練）担当 ・推進計画、指導計画の作成	避難所支援班長
委員	養護教諭	〇〇	救急担当	救急医療・救護班長
		〇〇	応急処置研修等の実施	
委員	（1 学年主任）	〇〇		
委員	（2 学年主任）	〇〇		
委員	（3 学年主任）	〇〇		

<作成上の留意点>

- ・防災委員会の設置は、学校園安全委員会や危機管理委員会等、現在学校（園）で設置している委員会を活用するなど、学校の実態に応じた設置の方法がある。
- ・防災委員会は、学校園の規模に応じた編成とし、平常時の担当、災害時の担当を明確にした上、一人に加重負担にならないよう配慮する。

<参考資料>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p10

2 防災教育年間計画（例）

小学校（例）

<ねらい>

「**自他の生命を尊重し、災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる児童の育成**」

低学年：身の回りの災害について知り、近くの大人に従うなど、安全で適切な行動がとれるようにする。

中学年：地域の自然や災害について知り、自ら安全で適切な行動がとれるようにする。

高学年：我が国の自然や災害のメカニズムについて知り、様々な場面に応じて自ら安全で適切な行動がとれるようにする。また、他の人々の安全にも気配りできるようにする。

月	教科・学級活動	内 容	行事・訓練等	防災管理・組織活動
4	学級活動 （全学年） 生活（3年） （1，2年）	災害時の正しい行動の仕方 「じしんのときのこうどう」（「あすにいき る」P10）「き険な空間を減らそう」（「明日 に生きる」P26） わたしたちのまち 安全な生活	防災訓練（火災）	第1回校内防災委員会 教職員研修 （危機管理対応）
5	理科（4年）	天気と気温		
6	学級活動 （全学年）	「おかしも」の約束 低学年：身の守り方 中学年：安全な避難場所 高学年：地域の避難場所		防災安全点検
7	体育（5年）	けがの防止	防災訓練（地震・火災）	
8				地域との協議会 教職員研修（救命講習）
9	家庭科（6年） 社会（4年）	快適な衣服と住まい 【家具の固定】 郷土をひらく		
10	学級活動 （全学年）	「あつというまにすごいながれ」（「あすにい きる」P20）「兵庫県の気象と水害」（「明日 に生きる」P18）	防災講習会	
11	総合学習（5年）	防災マップづくり		（地域防災訓練）
12			引き渡し訓練（参観日に あわせて実施）	防災安全点検
1	道徳	阪神・淡路大震災に学ぶ 「1.17 はわすれない」（「あすにいきる」P 52）「阪神・淡路大震災からの復旧・復興」 （「明日に生きる」P54）	合同防災訓練 （地震・津波）	
2	図工 理科（6年）	防災ポスター 大地のつくりと変化		第2回校内防災委員会 AED点検
3				

<作成上の留意点>

- ・防災教育に関する年間計画の作成にあたっては、防災訓練を中心とし、教科や学級活動と関連づけながら効果的にすすめられるよう考慮する。
- ・防災管理・組織活動に関する年間計画の作成にあたっては、防災委員会や教職員の研修、防災に関する安全点検、地域との連絡会等について他の安全管理と関連づけながら計画を立てる。

<参考資料>

- ・「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」（H21文部科学省）

2 防災教育年間計画（例）

中・高校（例）

<ねらい> 「自ら考え、地域に貢献できる生徒を育てる」

1年：災害時に自らの役割を自覚し行動できる態度を養う。

2年：地域を知り、他の人を助ける具体的な技能を身につける。

3年：社会人としての自覚を高めるとともに、災害時に進んで防災活動に参加し、対応できる能力を身につける。

月	教科・学級活動	内 容	行事・訓練等	防災管理・組織活動
4	学級活動 (全学年)	風水害時等警報発令時の対応に関すること		第1回校内防災委員会 教職員研修 (危機管理対応)
5	学級活動 (全学年)	災害発生時の行動を考える 「大雨から命を守るために」 (「明日にいきる」P18)	防災訓練(地震や水害)	
6	保健(2年)	応急手当 「あなたは大切な人の命を助けられますか?」(「明日にいきる」P24)		
7				防災安全点検の実施
8			高校生地域防災ボランティア養成研修参加	地域との協議会 教職員研修(救命講習)
9	家庭科(2年)	非常食づくり		
10	学級活動	「地域の一員としてできること」(「明日にいきる」P36)	防災講習会	
11	地理(1年)	プレートの境界	津波防災の日	(地域防災訓練)
12			防災訓練(火災)	防災安全点検の実施
1	道徳	阪神・淡路大震災に学ぶ	合同防災訓練 (地震・津波)	
2	理科(1年)	地震災害と震度		第2回校内防災委員会 AED点検
3				

<作成上の留意点>

- ・防災教育に関する年間計画の作成にあたっては、防災訓練を中心とし、教科や学級活動と関連づけながら効果的にすすめられるよう考慮する。
- ・防災管理・組織活動に関する年間計画の作成にあたっては、防災委員会や教職員の研修、防災に関する安全点検、地域との連絡会等について他の安全管理と関連づけながら計画を立てる。

<参考資料>

- ・「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」(H21文部科学省)
- ・「明日に生きる」(H25改訂版 兵庫県教育委員会)

2 防災教育年間計画（例）

幼稚園（例）

<ねらい>

「安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児の育成」

4歳児：安全に生活するためのきまりが分かり、気を付けて行動できるようになる。

災害時に教職員の指示を聞き、素早く避難行動がとれるようになる。

5歳児：安全、危険な場所や行動が分かり、自分で考えて行動できるようになる。

災害時に落ち着いて指示を聞き、素早く避難行動がとれるようになる。

月	保育活動	内 容	行事・訓練等	防災管理・組織活動
4	健康 人間関係	・安全に気をつけて遊具や用具を使う。 ・教師や友達とのかかわりやつながりを作 ていき、きまりの大切さに気づく。		第1回園内防災委員会 ・防災マニュアルの変 更と共通理解
5	環境 言葉	・身近な動植物を見たり、触ったり世話 をしたりしながら親しみを持つ。 ・友だちとのトラブルの中で、自分の思 いを言葉で表現しようとする。	防災訓練（地震） ※引き渡し訓練	・引き渡しカード作成 ・職員・保護者合同研 修会
6	人間関係 防災	・身近な人との触れ合いを楽しむ。 ・絵本「ひまわりのおか」読み聞かせ		・園内防災安全点検
7	健康 人間関係	・泥、砂、水などの素材の特性に気づい たり、全身で感触を楽しんだり扱った りする。 ・高齢者をはじめ、地域の人々など自分 の生活に関心の深いいろいろな人々 に親しみをもつ。	防災訓練（大雨・土砂災害） ※引き渡し訓練	・地域との協議会 ・教職員研修（救命講 習）
8				
9	言葉	・自分の言いたいことを相手にわかるよ うに話し、友達の話も以降とする。	防災訓練（火災） ※消防署と連携	
10	環境	・動植物の世話を通して、命あるもの の存在に気づき大切にす。		・地域自主防災組織と 一緒に通園路の確認
11	健康	・危険な場所、危険な遊び方、災害時に 災害時などの行動の仕方がわかり、安 全に気をつけて行動する。	防災訓練（地震・津波） ※地域の津波避難ビル への避難	西宮市防災訓練
12	防災	・紙芝居「ぼうさいマン」		防災安全点検
1	環境 防災	・日常生活の中で、数量や図形、簡単な 標識、文字などに関心をもつ。 ・「しあわせはこべるように」（歌）	合同防災訓練（地震・津波） 小学校と合同訓練	地域防災訓練
2	環境	・公共の場で行動の仕方を理解して行動 する。		第2回校内防災委員会 AED点検
3				

<作成上の留意点>

・防災教育に関する年間計画の作成にあたっては、防災訓練を中心とし、教科や学級活動と関
連づけながら効果的にすすめられるよう考慮する。

・防災管理・組織活動に関する年間計画の作成にあたっては、防災委員会や教職員の研修、防
災に関する安全点検、地域との連絡会等について他の安全管理と関連づけながら計画を立て
る。

<参考資料>

・「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」（H21文部科学省）

3 学校園および周辺地域の災害想定および避難場所（例）

災害項目	被害想定（場所）	避難場所
火災	<火元確認場所> 理科室・調理室・給湯室・ボイラー室・食堂	①グラウンド ②体育館（雨天時等の場合）
地震	<大地震が発生した場合> 校舎○棟・○棟は未耐震化。倒壊のおそれ 図書室・理科室は、ロッカー、棚の転倒のおそれ	①グラウンド ②体育館（雨天時等の場合）
液状化	学校園および周辺は、軟弱地盤のため、液状化のおそれ有	
津波	<南海トラフ地震発生の場合> 地震発生後1時間30分で津波到着 満潮時最大波高3.7m（校舎2階部分の浸水）	①○○小学校 運動場 ②校舎○棟3階以上 ③◆◆ビル●階
洪水	過去の豪雨時に○○川が氾濫 校舎1階部分が浸水の可能性あり	校舎2階以上
土砂崩れ	学校に隣接する○○山は、土砂災害のおそれがある場所に指定されている。豪雨時、地震発生時は、校舎○棟が被害のおそれ。	①グラウンド ②体育館（雨天時） ③校舎○棟

学校周辺の避難所

避難所	場所	連絡先
指定避難所	本校（指定されています）	●●—●●●●●
	○○小（中）学校	●●—●●●●●
	○○公民館	●●—●●●●●
津波避難ビル	○○マンション	●●—●●●●●
広域避難所	○○運動公園	●●—●●●●●

学校所在地のハザードマップ

★本校は、西宮市の防災マップによると【河川氾濫による浸水想定区域】に立地しています。

・【河川氾濫による浸水想定区域】【土砂災害警戒区域】【津波による浸水想定区域】のどれかを記入

<作成上の留意点>

- ・校区内のハザードマップや市のホームページ（「津波避難ビル」で検索し、「津波避難ビル一覧」）等で確認の上、考えられるリスク、避難場所を最大限想定しておくこと。
- ・学校園の所在地が、こういった災害の恐れのある場所なのかを確認して作成すること。
- ・避難場所については、建物倒壊や雨天時等も考慮し、複数設定するとともに、市町村危機管理担当部署や専門家、過去の災害等の意見や情報を参考に決定する事が望ましい。

<参考資料>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p11、12
- ・津波ハザードマップー各種マップー防災ーくらしの情報（西宮市ホームページより）

4 避難場所及び避難経路図（例）

○校舎内避難経路図を作成し添付しましょう

○校舎外の避難所・避難経路図を作成しましょう。
(周辺の指定避難所・広域避難場所等も記載しましょう)

<作成上の留意点>

- ・避難場所と避難経路図は、校舎内避難経路図、校外避難経路図をケースごとに作成する。また、学校周辺の指定避難場所や、津波・洪水・土砂崩れなどの区域を色分けし、図に示す方法もある。

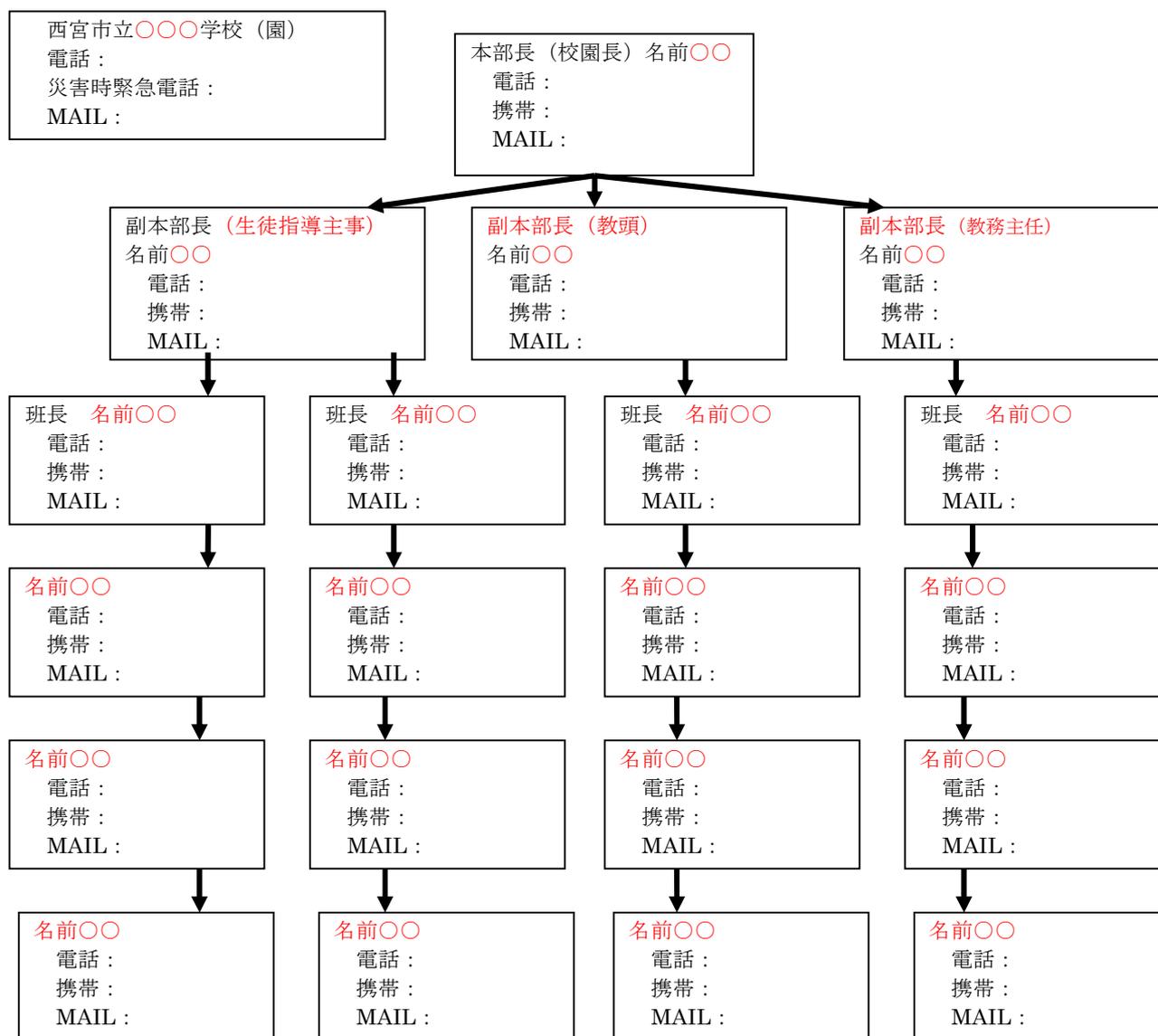
5 災害時配備体制（休日・夜間時）（例）

指令区分	災害		教職員配置と対応
	風水害・土砂災害 (台風・大雨等)	地震・津波	
応急対策指令	○集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害が発生し、またはそのおそれがあるとき ○台風情報が発表され、市域が暴風域に入るおそれ、あるいは大雨予測のあるとき	震度 4 津波注意報	<教職員> 校園長・教頭・生徒指導主事等・〇〇教諭 <対応> ①施設設備の被害の確認と報告 教頭 → 校長 →市教委 ↑↓ 生徒指導主事等 ※復元は市教委報告後にすること ②授業の有無決定と市教委・生徒報告
指令第 1 号	台風または集中豪雨等により、局地的な災害が発生しさらに被害が拡大するおそれがあるとき	震度 5	<教職員> 校園長・教頭・生徒指導主事等・〇〇教諭 ※学校から 5 km 以内の教諭等をあてる <対応> ①施設設備の確認と報告 教頭 → 校園長 →市教委 ↑↓ 生徒指導主事等 ※復元は市教委報告後にすること ②（状況により）児童生徒の安否確認・授業有無の決定 担任 → 学年主任 → 教頭 →市教委（学校教育課）
指令第 2 号	台風または集中豪雨等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがあるとき	<u>震度 6（弱）</u>	<教職員> 校園長・教頭・生徒指導主事等・〇〇教諭 <原則> 学校園に出勤 <対応> ①教職員の安否被害確認 連絡網→ 校園長 →市教委（学校教育課） ↑↓ 生徒指導主事等 ②生徒の安否確認・授業有無の決定 担任 → 学年主任 → 校園長（教頭） →市教委（学校教育課） ③施設設備の被害確認と報告 各室管理者 → 教頭 → 校園長 →市教委（災対避難局） ↑↓ 生徒指導主事 ※復元は市教委報告後にすること
指令第 3 号	台風または集中豪雨等により、市内全域にわたる大規模な災害が発生したとき、または被害が拡大しつつあるとき	<u>震度 6（強）以上</u> 津波警報または大津波警報	<教職員> 全教職員が配置 <原則> 学校に出勤 <出勤できない場合> ・途中の情報を持って最寄りの機関・学校等へ仮配備し、校園長に報告・指示を受ける <対応> ①教職員の安否被害確認 連絡網→ 校園長 →市教委（学校教育課） ②生徒の安否確認・授業有無の決定 担任 → 学年主任 → 校園長（教頭） →市教委（学校教育課） ③施設設備の被害確認と報告 各室管理者 → 教頭 → 校園長 →市教委（災対避難局） ↓ 生徒指導主事 ※復元は市教委報告後にすること ※教育委員会ほか

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の規定に該当する災害であつて県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運營業務に従事できることとし、この期間は 7 日以内を原則とすることとする。

- ア：施設等開放区域の明示 イ：避難所誘導・避難者名簿の作成 ウ：情報連絡活動
エ：食料・食料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配 オ：ボランティアの受入れ
カ：炊き出しへの協力 キ：避難所運営組織づくりへの協力 ク：重傷者への対応

6 教職員の緊急連絡体制（休日・夜間時）（例）



○連絡方法について（例）

- ・連絡がとれない場合は、次の人に連絡をして、各班長にその人物を報告する。
- ・最後の人は各班長に、連絡が来たことを報告する。各班長は副本部長に、副本部長は本部長に連絡する。

<通信手段を失った場合>

①公衆電話 ②災害時伝言ダイヤル171 ③（ ）で自ら本部長へ連絡する。

<作成上の留意点>

- ・教職員の連絡方法については、事前にルールを決めておくことが必要である。
- ・情報通信（電話等）が不通の場合も考慮し、災害伝言ダイヤル（171）等、複数の連絡手段を活用する方法を周知しておく。

<参考資料>

・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p23

7 児童生徒等の安否確認・連絡体制（休日・登下校時・夜間時）（例）

<地震発生の場合>

震度	安否確認	連絡手段
震度4以下	×行わない	×
震度5弱	△被害状況により校長判断	連絡手段順位
震度5強以上	○全員行う	①電話連絡 ②家庭訪問 ③避難所訪問

<安否確認時の内容>

- 児童生徒等及び家族の安否・けがの有無
- 被災状況（児童生徒等の様子・困っていることや不足している物資等）
- 居場所・今後の連絡先・連絡方法 等

<作成上の留意点>

- ・保護者等との安否確認の連絡方法については、事前にルールを決めておく必要がある。
- ・通信手段（電話等）が不通の場合も考慮し、災害伝言ダイヤル（171）や学校ホームページ等、複数の手段を利用する方法を周知しておく。

<参考資料1>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p23

<参考資料2>

避難確認カード（安否確認カード）（例）

登下校中や休日中・夜間中の災害時に安否確認するための避難先を確認しておくこと。

学年	組	名前 (男・女)	地区 名	
避難場所	登下校中 ① ②		休日中 ① ②	
保護者名			緊急連絡先	
避難場所	① ②			

(※) 児童生徒調査票等に追記する方法もある。

8 施設設備等の安全管理（例）

（1）施設設備等の安全点検

① 定期の安全点検

- ・施設管理責任者（火元責任者）一覧による毎月（毎学期）の安全点検と併せて、防災点検を毎年（ ）月、（ ）月に実施する。（参考資料2：点検カード例）

② 臨時の安全点検

- ・文化祭、体育大会・運動会等の学校行事の前後、暴風雨・地震・近隣での火災等の災害時に必要に応じて実施する。
- ・安全性に関する新たな知見が示された際など、教育委員会の指示に従い実施する。

③ 日常の安全点検

- ・毎授業日ごとに児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について点検を実施する。
- ・施設を日常的に使用する者として日々活動する中で施設設備の不具合を見つけ危険箇所の把握に努める。

④ 避難経路・避難場所・通学路危険箇所の点検

- ・校内避難経路の点検
定期の防災点検日（ ）月・（ ）月に併せて、点検を実施する。
- ・校外避難場所、避難経路、通学路危険箇所の点検
定期に行われる通学路点検（ ）月に併せて実施する。

⑤ その他（学校施設設備の状況整理）

- ・校舎図・電気配線図、水道配管図、電話配線図等の整理（担当：事務室）

（2）安全対策の実施

- ・施設設備の安全点検後の対策については、ロッカー、棚などの固定、書棚等の上に重量物を置かない、薬品の容器等の飛び出し防止対策等、学校園で可能な対策についてはすみやかに実施する。

（3）非常持ち出し品・備蓄品の点検

- ・別表（参考資料3：非常持ち出し品・備蓄物品管理表）に基づき、毎年（ ）月に点検を実施する。

<作成上の留意点>

- ・施設設備等の安全点検については、通常行われている定期点検や臨時点検等の中で防災の観点を踏まえた点検を定期に実施する等、学校の実態に合わせた方法で行うこと。
- ・非常持ち出し品・備蓄品の管理については、津波・洪水の想定がある学校は、備蓄品を2階以上に保管する等の考慮も必要である。また、学校に児童生徒が長時間滞在する事も考慮し、必要な備品を準備する必要がある。

<参考資料1>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p14、15
- ・地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために
～非構造部材の耐震化ガイドブック～（H22文科省）

9 災害時別対応行動
地震発生時の対応

(1) 在校中の対応

教職員等の対応

児童等への対応・留意点

地震発生！

児童等の安全確保

揺れがおさまる

- ・頭部を保護
- ・机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つように指示
- ・出口の確保（窓・出入口の開放など）
- ・火災など二次災害の防止

- ・机の下にもぐるなど姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する

二次災害注意！

避難場所決定と指示

- ・安全が確認できるまでその場を動かさないように指示
- ・津波・土砂災害等の危険地域の学校は、情報を収集し素早く対応
- ・避難経路・避難場所の安全確認
- ・ハンドマイク等での避難指示

- 全校避難の指示
- ・津波の危険地域の学校は、高台や校舎の最上階へ
 - ・その他は、運動場へ

避難誘導

津波発生の危険

- ・「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を徹底
- ・配慮を要する児童等への対応
- ・トイレ、教室、体育館等に児童等が残っていないか確認
- ・人員を確認、安全な位置に誘導し、落ち着かせる
- ・津波警報等により、二次避難場所への移動も考える

各学校等の立地条件や耐震性により避難場所を設定しておく

- ・避難誘導、負傷者搬送などの教職員の協力・連携
- ・出席簿の携帯（児童等の確認）

避難後の対応

学校等災害対策本部の設置・対応

- ・人員点呼と安否の確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・関係機関への連絡

保護者への連絡

事前に開放禁止区域を決め、教職員で共通理解しておくことが大切です

保護者への引き渡し

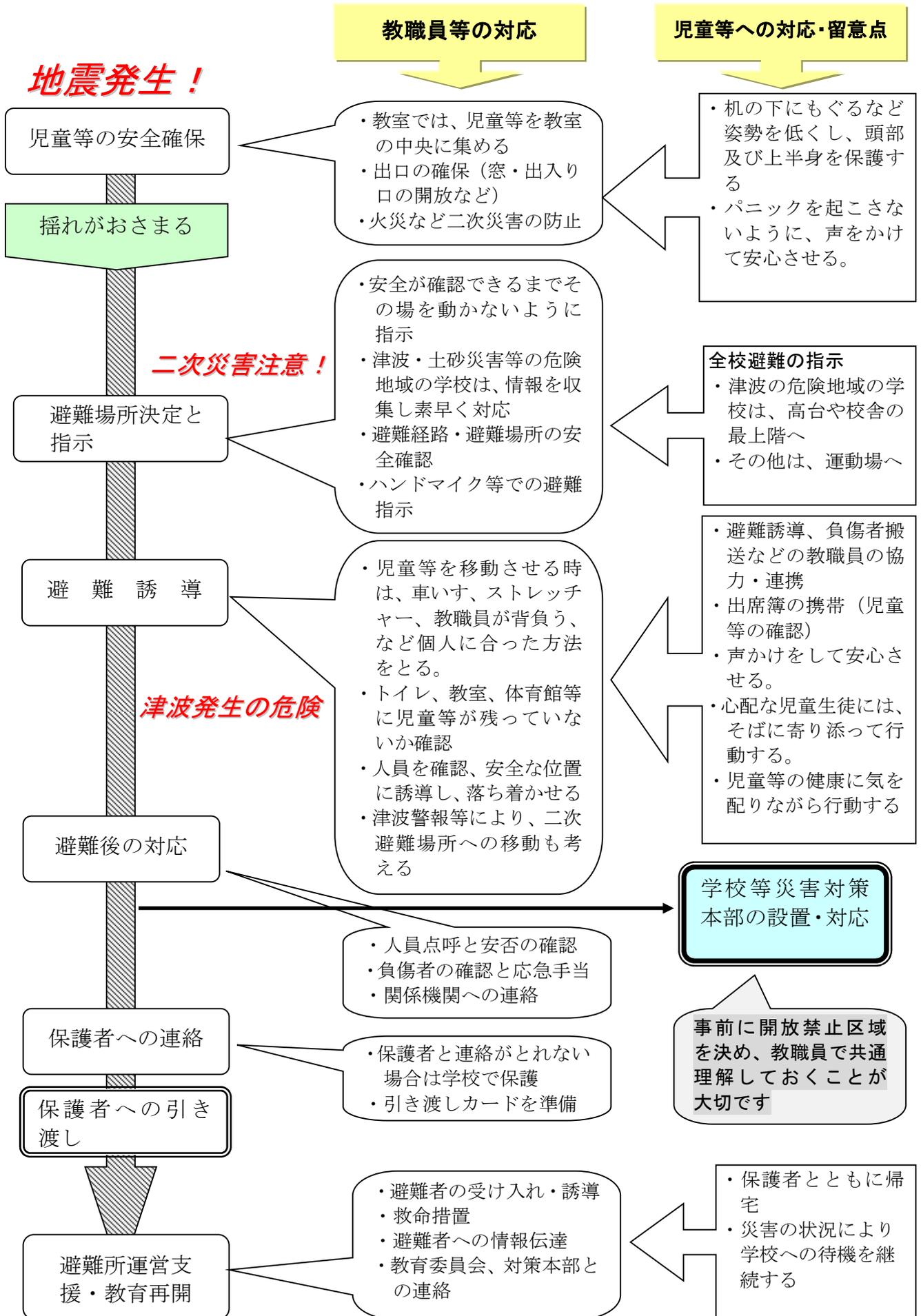
- ・保護者と連絡がとれない場合は学校で保護
- ・引き渡しカードを準備

避難所運営支援・教育再開

- ・避難者の受け入れ・誘導
- ・救命措置
- ・避難者への情報伝達
- ・教育委員会、対策本部との連絡

- ・保護者とともに帰宅
- ・災害の状況により学校への待機を継続する

(1) 在校中の対応 (特別支援学校：病弱・肢体不自由)



(1) 在園中の対応 (幼稚園)

教職員等の対応

園児への対応・留意点

地震発生!

園児の安全確保

揺れがおさまる

- ・保育室では、園児を部屋の中央に集める
- ・出口の確保 (窓・出入り口の開放など)
- ・火災など二次災害の防止
- ・園庭では、保育者の側に集め姿勢を低くし、頭部を保護する

- ・幼児は、防災頭巾等で頭部を保護させる
- ・パニックをおこさないように、声をかけて安心させる

二次災害注意!

避難場所決定と指示

- ・安全が確認できるまでその場を動かさないように指示
- ・津波・土砂災害等の危険地域の幼稚園は、情報を収集し素早く対応
- ・避難経路・避難場所の安全確認
- ・ハンドマイク等での避難指示

全園児避難の指示

- ・津波の危険地域の幼稚園は、避難場所へ
- ・その他は、園庭等へ

避難誘導

津波発生の危険

- ・園児を移動させる時は、保育者等が背負うなど個人に合った方法をとる
- ・トイレ、保育室、ホール等に園児が残っていないか確認
- ・人員を確認、安全な場所に誘導し、落ち着かせる
- ・津波警報等により、二次避難場所への移動も考える。

- ・避難誘導、負傷者搬送などの保育者等の協力・連携
- ・出席簿の携帯 (園児の確認)
- ・安心させるよう声かけをする
- ・不安を抱いている園児には、そばに寄り添って行動する
- ・園児の健康状態に気を配りながら移動する

避難後の対応

幼稚園災害対策本部の設置・対応

保護者への連絡

- ・人員点呼と安否の確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・関係機関への連絡

- ・保護者と連絡がとれない場合は、幼稚園で保護
- ・引き渡しカードを準備

保護者への引き渡し

(2) 休憩中の対応

教職員等の対応

児童等への対応・留意点

地震発生！

児童等の安全確保

揺れがおさまる

- ・頭部を保護
- ・机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つように指示
- ・出口の確保（窓・出入口の開放など）
- ・火災など二次災害の防止

- ・机の下にもぐるなど姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
- ・パニックをおこさないように声をかけて安心させる

二次災害注意！

避難場所決定と指示

- ・あらかじめ定められた校内の各所に赴き、児童等へ安全確認できるまでその場を動かないように指示
- ・近隣の教職員と連携をとりながら児童等の集団編成や避難経路・避難場所の安全確認
- ・ハンドマイク等での避難指示

全校避難の指示

- ・津波の危険地域の学校は、高台や校舎の最上階へ
- ・その他は、運動場へ

避難誘導

津波発生の危険

- ・「**おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない**」を徹底
- ・配慮を要する児童等への対応
- ・トイレ、教室、体育館等に児童等が残っていないか確認
- ・人員を確認後、順次、学級担任へ引き渡す。
- ・津波警報等により、二次避難場所への移動も考える

- ・避難誘導、負傷者搬送などの教職員の協力・連携
- ・出席簿の携帯（児童等の確認）

避難後の対応

学校等災害対策本部の設置・対応

保護者への連絡

- ・人員点呼と安否の確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・関係機関への連絡

保護者への引き渡し

- ・保護者と連絡がとれない場合は学校で保護
- ・引き渡しカードを準備

事前に開放禁止区域を決め、教職員で共通理解しておくことが大切です

避難所運営支援・教育再開

- ・避難者の受け入れ・誘導
- ・救命措置
- ・避難者への情報伝達
- ・教育委員会、対策本部との連絡

- ・保護者とともに帰宅
- ・災害の状況により学校への待機を継続する

(3) 登下校中の対応

教職員等の対応

児童等への対応・留意点

地震発生！

安全確保

揺れがおさまる

避難

二次災害等注意！

児童等の
安否確認

校内巡視

通学路巡視

自宅確認

児童等に関する情報の集約

児童等の家庭への引き渡し

関係機関への報告

- ・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
- ・建物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機等から離れる

- ・揺れがおさまったら、近くの空き地や公園に避難する
- ・海岸部や津波被害の危険性がある地域では、高台や十分な強度のある建物の3階以上へ避難する
- ・山間部では、平地へゆっくり移動する

- ・校内に残っている児童等の避難誘導、安否確認

- ・可能な限りで通学路を巡回しての児童等の安否確認
- ・避難所や育成センター等も確認する

- ・避難後、学校、自宅の近い方へ移動する
- ・津波警報が出た場合、解除されるまで避難場所を動かない

地区別児童等名簿を作成しておく

- ・保護した児童等の家庭への連絡
- ・家庭と連絡がとれない場合は学校で保護

(3) 登降園中の対応

教職員等の対応

保護者と園児への対応・留意点

地震発生！

安全確保

揺れがおさまる

避難

園児の
安否確認

園内巡視

園近辺の確認

園児に関する
情報の集約

園児の家庭への引
き渡し

関係機関への報告

二次災害注意！

・園内に残っている園児の安否確認

・可能な限りで幼稚園の近辺を見回り安否確認

地区別園児名簿等を作成しておく

・保護した園児の家庭への連絡
・家庭と連絡がとれない場合は、幼稚園で保護

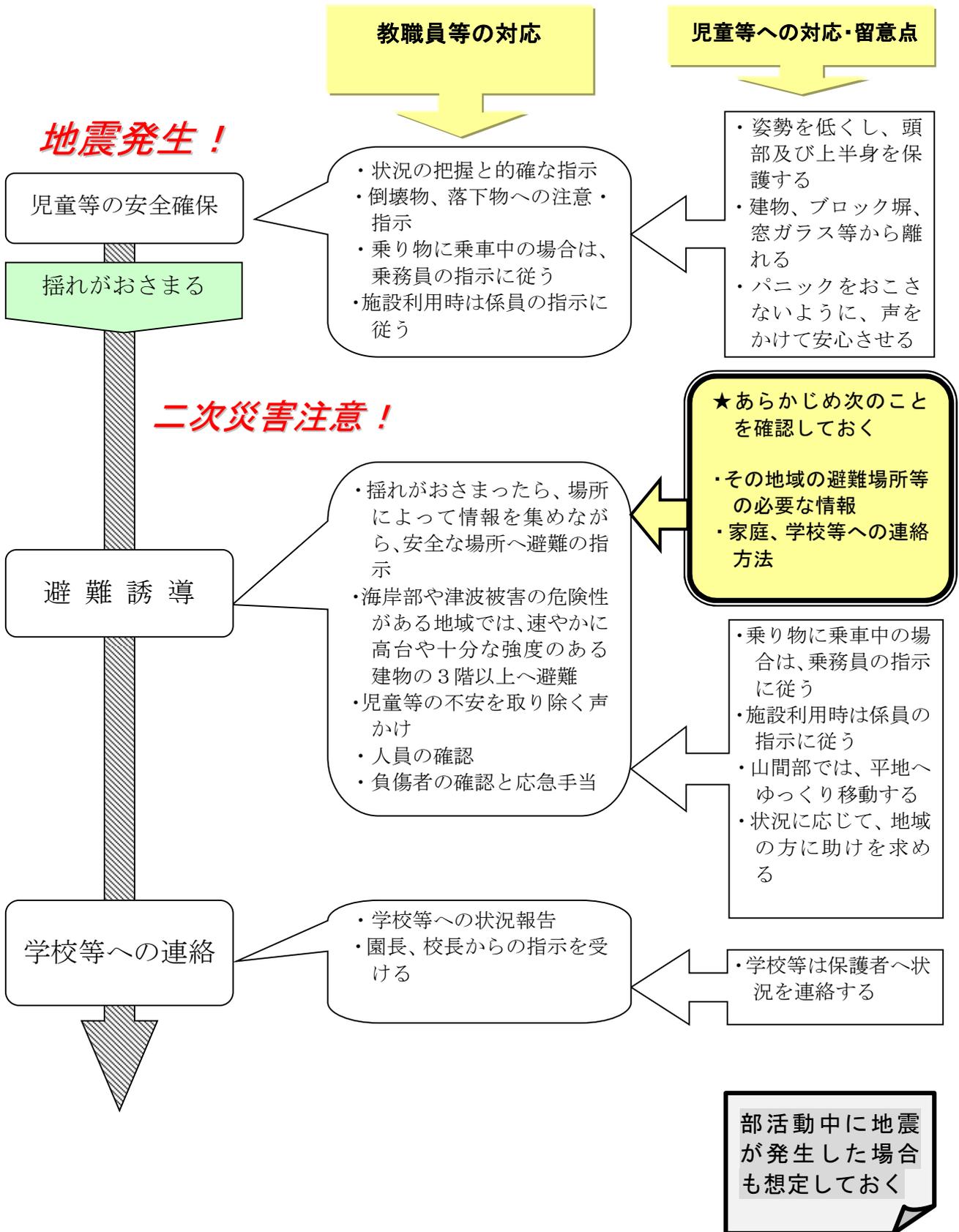
<徒歩・自転車の場合>
・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
・建物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機等から離れる

・揺れがおさまったら、近くの空き地や公園に避難する
・海岸部や津波被害の危険性がある地域では、高台や十分な強度のある建物の3階以上へ避難する
・山間部では、平地へゆっくり移動する

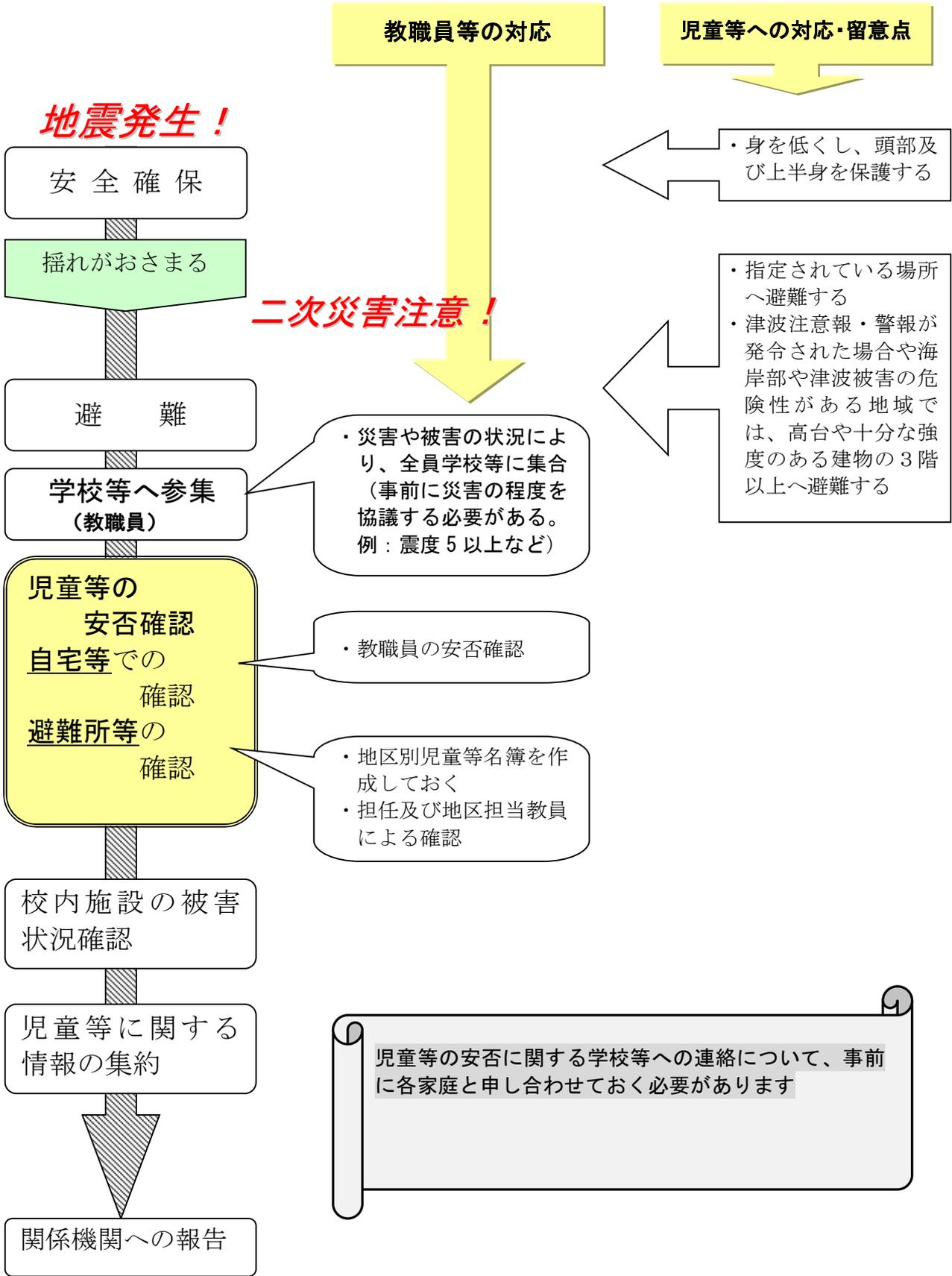
・避難後、幼稚園、自宅の近い方へ移動する
・津波警報が出た場合、解除されるまで避難場所を動かない

幼稚園は基本的に保護者が送り迎えをするので、対応の仕方について、通信や参観日、保護者会等で確認をしておく

(4) 校外・園外での活動時の対応



(5) 休日・夜間の対応



10 学校園災害対策本部編成表（例）

校園長不在の場合の本部長代行 ①教頭 ②生徒指導主事 ③主幹教諭

分担	担当者名	役割	準備物
対策本部 本部設置場所 <火災の場合> 体育教官室 <地震の場合> ①校長室 ②体育教官室 <津波の場合> ①3階会議室 ②〇〇神社	本部長 校園長 副本部長 〇〇 班長 〇〇 〇〇 〇〇 ※校園長不在の場合 の本部長代行を2名 以上決めておく ※記録や情報収集な ど詳細な分担も決め ておく	<ul style="list-style-type: none"> 各班との連絡調整 非常持出し品の搬出 校内の被災状況把握 記録日誌、報告書の作成 校内放送等による連絡や指示 応急対策の決定 教育委員会、市町村、PTA等との連絡調整、報告 消防署等への通報、報道機関等との連絡、対応・情報収集 	緊急マニュアル・ 学校敷地図・ラジオ ハンドマイク・懐中電灯 緊急活動の日誌 トランシーバー 携帯電話 マスターキー

分担（班）	担当者名	役割	準備物
安全点検 消火班	班長 防災担当 副班長 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火、安全点検 避難、救助活動の支援 被害状況の把握 施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告 	消火器・ヘルメット ラジオ・道具セット 手袋・被害調査票
応急復旧班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 応急復旧に必要な機材の調達、管理 危険箇所の処理及び立入禁止措置 避難場所の安全確認 	被害調査票 ヘルメット 構内図 ロープ
安否確認 避難誘導班	班長 教務主任 副班長 〇〇 担任 (授業担当者)	<ul style="list-style-type: none"> 揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し、本部に報告 安全な避難経路を使つての避難誘導 行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告 	クラス出席簿 行方不明者の記入用紙
保護者連絡班	担任 (学年主任)	<ul style="list-style-type: none"> 連絡手段の検討・決定 引き渡し場所の指定 児童生徒等の引き渡し作業 引き渡しの際の身元確認 	引き渡しカード・出席簿 集合場所配置図
救急医療班	班長 養護教諭 副班長 〇〇 〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当の実施 応急手当備品の確認 負傷や応急手当の記録 負傷者等の医療機関への送致・連絡 	応急手当等の備品 AED・担架・水 健康カード 安全靴・マスク
救護班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の救出、救命 負傷者や危険箇所等の確認及び通報 	
避難所支援班	班長 生徒指導主事 副班長 〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び関係する地域自主防災組織等と連携し、学校が避難所となつたときの避難所運営支援 	ラジオ・バリケード・ ロープ・校内配置図 避難者への指示看板

<作成上の留意点>

- ・班編制や分担内容は、学校規模や状況によって、編成する必要がある。
- ・時間の経過とともに状況が変化するため状況に応じて担当班員を移動・補充させる。また重複も可能とする。
- ・避難所支援班は、長期化することも考慮し、別編成で対応することも考えておく。

<参考資料>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p24、25

1 1 災害発生時における被害報告及び緊急連絡先（例）

（1）教育委員会への報告

- ・報告は、被害状況を速やかに市教委担当課へ電話連絡するとともに、予め定められた様式をFAXで提出する。
- ・電話、FAXが利用できない場合は、メール等で報告する。

報告内容	担当課	①所属電話番号 ②FAX
児童生徒の人身被害	学校教育課	TEL：35-3857 FAX：22-7019
教職員の人身被害	教育職員課	TEL：35-3854 FAX：36-1208
臨時休業等措置状況	学事課	TEL：35-3790 FAX：22-7019
施設に関する被害	学校管理課	TEL：90-3843 FAX：36-3552
応急救護、保健衛生対策	学校保健安全課	TEL：35-3812 FAX：22-7019
学校給食物資	学校給食課	TEL：35-3863 FAX：35-9854
教科書等の被害	学校教育課	TEL：35-3857 FAX：22-7019
児童生徒への対応 (心のケア等)	学校保健安全課	TEL：35-3812 FAX：22-7019
教科書等の被害 (特別支援学校)	特別支援教育課	TEL：67-6872 FAX：67-7490

（2）関係機関連絡先

連絡先	電話番号	FAX
西宮市災害対策本部	35-3456（災害時のみ）	
西宮市消防局	26-0119	36-2467
西宮市立中央病院	64-1515	67-4811
●●●●	■●-■●●■	
○○○○	□□-□□□□	

12 児童生徒等の保護者への引き渡し（例）

（1）引き渡し基準

地震	震度4以下	原則、下校させる。 <u>（但し、交通機関に混乱が生じて保護者が帰宅困難になる場合が予測される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。）</u>
	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校園に待機させる。
津波	津波警報 大津波警報	解除されるまで下校させない。 保護者への引き渡しも行わない。
その他 （土砂災害等の二次災害）	河川氾濫、建物倒壊による通学路の危険	引き渡し、下校の安全確保が困難な場合は、校園長判断により、児童生徒を学校に待機させる。

（2）引き渡し方法

○ 引き渡しの原則

震度4以下	原則下校させる。但し、事前に保護者からの届けがある児童生徒については学校園で待機させ、保護者の引き取りを待つ
震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校園で保護しておく。

○ 引き渡し手順

- ①引き渡し場所の決定
- ②引き渡しカードの準備・児童を待機場所へ（担任等）
- ③保護者対応
 - ・保護者誘導
 - ・引き渡し説明
- ④引き渡し
 - ・カードの照合
 - ・引き渡し（連絡先の確認・名簿へのチェック）
 - ・今後の連絡等
- ⑤引き渡した児童生徒の集約と教育委員会への報告
- ⑥残った児童生徒の保護

<作成上の留意点>

- ・電話やメールが使用できないことも考えられるため、引き渡しのルールや連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底しておく必要がある。

（例）○電話・メールにて連絡する ○学校のホームページに掲載する

○学校の玄関や市町村役場等に避難状況を掲示して知らせる 等の方法がある

- ・児童生徒の長期間の待機を想定し、心のケア、食料の確保、宿泊等の対応も考えておく必要がある。

<参考資料1>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p26、27

1 3 避難所運営支援体制（例）

(1) 避難所運営支援の流れ

○避難所の開設（解錠）

<休日・夜間の場合>

①校園長 ②教頭 ③自治会長○○

<平日の場合>

①生徒指導主事 ②防災教育担当者

○避難所開設の報告

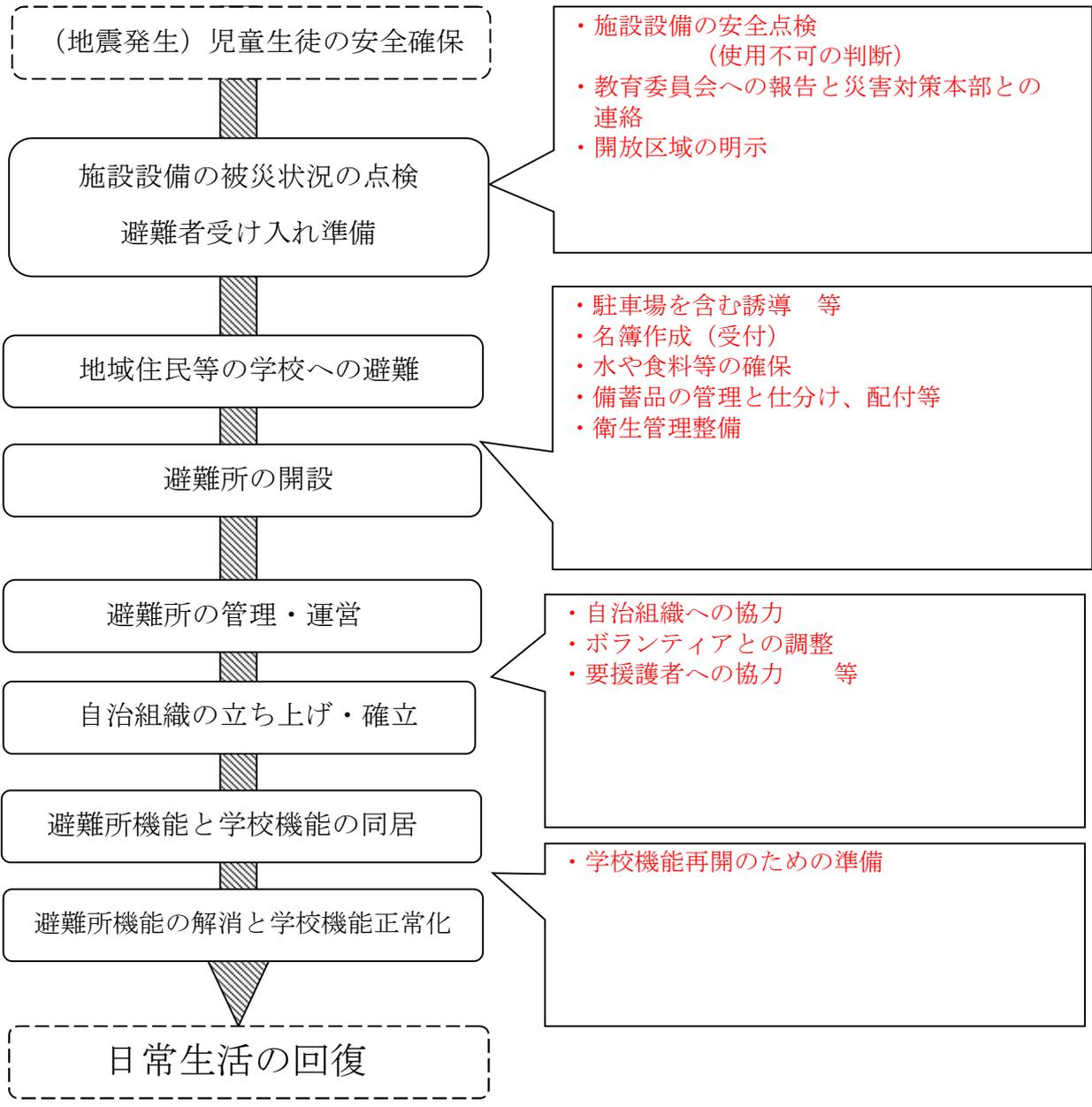
校園長→教育委員会（連絡先：35-3831※教育総務課）

○（避難所指定されている場合） 西宮市災害対策本部（連絡先：35-3456）

避難所運営担当者（名前 ）（連絡先： ）

※指定避難所については、毎年 市の担当者と打ち合わせを行っています。

※考えられる事柄を記入していきましょう。



(2) 避難所運営支援をする場合の役割分担

班名	担当者名	役割
総括班	班長 生徒指導主事 副班長〇〇	各班の取りまとめ、避難所記録、地域との連携連絡、避難所内外の情報収集と発信、
安全点検・巡視班	〇〇 〇〇	施設設備の点検、立入禁止区域の設定、避難者誘導・交通整理、防火防犯警備
避難者管理班	〇〇 〇〇	避難者受付（避難者名簿管理等）、問い合わせ対応 郵便物・宅配物の取り次ぎ
食料物資班	〇〇 〇〇	食料、物資の調達、受入、管理 配給
保健・衛生班	〇〇 〇〇	衛生管理、ゴミ、風呂、トイレ 掃除、医療介護
ボランティア班	〇〇 〇〇	ボランティアの受入・管理

(3) 学校が避難所になった場合の収容場所と収容人数・禁止場所区域（例）

収容場所	収容人数	立ち入り禁止場所	理由
体育館	200人	校長室・事務室	災害対策本部室
武道場	100人	職員室	
1階多目的ホール	〇〇人	放送室	
家庭科室（畳）	〇〇人（病人用）	理科室	薬品等
1-1教室（1階）	〇〇人	調理室	炊き出しに使用
1-2教室（1階）	〇〇人	2階以上教室	授業再開用確保
1-3教室（1階）	〇〇人	進路室	個人情報あり
		保健室	薬等

校内地図：（青・・・避難場所区域 赤・・・立ち入り禁止区域 緑・・・共有スペース）

※収容場所、立ち入り禁止区域等を示した校舎図を作成しましょう

<作成上の留意点>

- ・避難所運営は、本来的には自治体の防災担当部局が責任を有するものであるが、大災害時には、運営担当者が適切に配置されないことも想定されることから、教職員が避難所の開設準備や運営について、中心的な役割を担う状況が考えられる。
- ・教職員の本来の役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認・教育活動の早期正常化であることから、これらの活動が適切に行われるよう、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に避難所運営できる状況を作っておくことが必要である。
- ・避難場所については、児童生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止のため、児童生徒と避難者のスペースや動線を分けるなどの工夫が必要である。
- ・避難者を円滑に避難場所へ誘導するため、掲示や看板等を作成しておく等の工夫が必要である。

○学校が避難所に指定されている場合○

各自治体が作成している避難所開設やマニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくこと。※指定避難所については、夏休みに市の職員と打ち合わせをします。

○学校が避難所に指定されていない場合○

地域住民が避難場所として来校する可能性があることを想定し、避難所開設の準備をしておく必要がある。

<参考資料>

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文科省）p28
- ・西宮市地域防災計画 ・学校防災マニュアル（兵庫県教育委員会）等

<参考資料> 非常持ち出し品・備蓄物品管理表 (例)

○非常持ち出し品 (発災後、すぐに避難場所へ持ち出す物品)

品名	持ち出し責任者	確認日
持ち出し品一式 防災マニュアル、教職員、児童生徒等連絡名簿、ラジオ、 携帯電話、ハンドマイク、ホイッスル、乾電池	①教頭 ②防災担当者 ③ ()	
救急用品一式	①養護教諭 ② ()	
出席者名簿	担任 (授業担当者)	

○備蓄物品管理表

※校園内にある備蓄品及び必要物品を一覧にし、まとめておきましょう。

	備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
救急・ 救 助 用 品	救急医薬品					
	救急用品一式					
	AED					
	担架					
	車いす					
	毛布					
	ハンマー					
	のこぎり					
通 信 用 備 品 等	ラジオ					
	トランシーバー					
	携帯電話					
	乾電池					
誘 導 用 備 品 等	ハンドマイク					
	軍手					
	ロープ					
	投光器					
	ホイッスル					
飲 食 用 品	水					
	非常食料					
そ の 他	バケツ					
	簡易トイレ					
	ブルーシート					

<参考資料>

引き渡しカード (例)

緊急時引き渡しカード (例)					
(児童生徒名)			(きょうだい)		
年 組			年 組		
番号	引き取り者名		連絡先 (電話、住所)	児童との関係	チェック欄
1	保 護 者		電話：		
			携帯：		
			住所：		
2			電話：		
			携帯：		
			住所：		
3			電話：		
			携帯：		
			住所：		
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は児童を学校に待機させますか。 待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。					

学級連絡網の整備状況に関するアンケート（まとめ）

1 調査対象

小学校 41 校、中学校 20 校、特別支援学校 1 校、高等学校 2 校、幼稚園 18 園

2 調査結果

（1）緊急時の連絡手段の整備状況

整備内容		小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	幼稚園
全体連絡網作成・配布		1 校	1 校	0 校	0 校	6 園
一列連絡網作成・配布		0 校	13 校	0 校	1 校	12 園
携帯メール 配信システム	現在利用中	41 校	12 校	1 校	2 校	1 園
	今年度中利用予定	0 校	7 校	0 校	0 校	0 園
	次年度以降利用予定	0 校	1 校	0 校	0 校	1 園
地区連絡網等利用		6 校	0 校	0 校	0 校	1 園
携帯・スマホ版ページ作成		4 校	9 校	0 校	1 校	2 園
その他		4 校	4 校	0 校	1 校	2 園
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校 HP のトップ画面を利用して連絡。 ・メール配信の内容を学校 HP にも記載。 ・独自に保護者のメールアドレスを登録し配信。 				

（2）携帯メール配信等のシステムの運用状況（現在利用中および今年度中利用予定）

	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	幼稚園
メールシステム	ミマモルメ : 41 校	ミマモルメ : 2 校 ライデン : 16 校 パスカル : 1 校	ミマモルメ : 1 校	メールメイト : 2 校	ミマモルメ : 1 園
発信者	学校 : 40 校 PTA : 1 校	学校 : 13 校 PTA : 6 校	学校 : 1 校 PTA : 0 校	学校 : 2 校 PTA : 2 校	学校 : 1 園 PTA : 0 園
登録割合	平均 9 割	平均 9 割	10 割	平均 8 割	10 割
未登録者への連絡	電話連絡、手紙、HP	電話連絡	電話連絡	電話連絡	電話連絡
閲覧確認	できる : 26 校 できない : 15 校	できる : 17 校 できない : 2 校	できる : 0 校 できない : 1 校	できる : 2 校 できない : 0 校	できる : 0 園 できない : 1 園
ルール	定めている : 30 校 定めていない : 11 校	定めている : 16 校 定めていない : 3 校	定めている : 1 校 定めていない : 0 校	定めている : 0 校 定めていない : 2 校	定めている : 1 園 定めていない : 0 園
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・完全登録が難しい ・未登録の保護者への連絡に時間がかかる ・ネットワークが不安定な時に利用できない など 				

各校園長様

学校教育部長

災害警報発表時の措置について(通知)

標記のことについて、兵庫県の二次細分区域(西宮市)に、「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「高潮警報」「その他の警報」が発表された場合は、下記のとおり、幼児・児童・生徒の安全確保に徹し、万全を期されるよう、お願いします。

なお、平成25年8月から運用が開始された「特別警報」につきましては、「警報」の規模をはるかに超える災害が起こるおそれがある場合に発表されます。非常に危険な状況にありますので、ただちに命を守る行動をとり、「警報」発表時に準じて対応してください。

記

1 午前7時現在、西宮市に警報が発表されている場合

- (1) 「暴風警報」・「大雨警報」の両方かいずれか一方が発表されている場合
登園・登校待機とし、小・中学校の給食は学校給食課が中止措置をする。この場合は、校長からの給食中止の連絡は必要ない。但し、給食費は全額徴収する。
その後、警報解除で登校した場合でも給食は実施しない。
- (2) 「洪水警報」・「高潮警報」・「その他の警報」のいずれかが発表されている場合
登園・登校については、校園長が幼児・児童・生徒の安全を考慮して判断する。

2 午前9時までに警報が解除された場合

登園・登校については、校園長が幼児・児童・生徒の安全を考慮して判断する。

3 午前9時までに警報が解除されていない場合

- (1) 「暴風警報」・「大雨警報」の場合は、そのまま臨時休業とする。
- (2) 「洪水警報」・「高潮警報」・「その他の警報」の場合は、校園長の判断のとおりとする。

4 午前7時以降ないし登園・登校以降、西宮市にいずれかの警報が発表された場合

小・中学校については、学校が「指定避難所」に指定された安全な場所であることも勘案し、校長が児童・生徒の安全を考慮し措置する。幼稚園については、園長が幼児の安全を考慮し措置する。

5 留意事項

- (1) 校園長判断で、登園・登校や降園・下校させる場合、校園長は地理的条件が類似する近隣の幼稚園、小・中学校と十分に連絡をとったうえで、幼児・児童・生徒の兄弟姉妹関係にも留意し、登園・登校・降園・下校途中及び降園・下校後の安全を考慮して判断すること。なお、幼稚園については、小・中学校とは、登園時刻の違いや送迎があることなどにより、違う判断もありうる。
- (2) 校長判断で給食を中止する場合、校長は速やかに学校給食課へ連絡すること。詳細は「西宮市の学校給食」(冊子)を参照のこと。台風等による警報発表が想定される場合、2日前(休業日は含まない)の午前中までに教育委員会が2日後の給食停止を判断し、学校に通知する。給食中止の決定後、天候の回復等で当日が通常の授業日となった場合、弁当持参のうえ午後の授業を実施するか、午前中で授業を終了するかについては各学校で判断すること。なお、この場合、給食費は発生しない。
- (3) 高等学校、特別支援学校については、小・中学校の措置を参考に別途、判断基準を作成する。
- (4) 報道機関によっては「阪神地域」を用いて報道する場合がありますので、必ず複数の媒体(例; 気象庁ホームページ、神戸海洋気象台(Tel078-222-8907)、市町別の詳細情報が流されるNHKやサンテレビ)で確認すること。また、緊急気象情報が自動で配信される「にしのみや防災ネット」、学校からの緊急情報が発信できる「EduCMS緊急用携帯ページ」についても活用すること。
- (5) 弾道ミサイル発射時の対応については、平成29年9月26日の通知文を、津波警報発表時の対応については、平成30年3月29日の通知文を確認すること。

以上

■6月大阪府北部地震、7月長雨、9月台風21号における市立学校園の状況について

学校名	6月地震		7月長雨 7/5・6	9月台風21号			9/6
	6/18			9/5			
	学校運営	給食		学校運営	停電	断水	
小学校	浜 脇						
	西宮浜						
	香櫨園		●中止	●休校	●	●	
	安 井	●休校					
	夙 川	●休校					
	北夙川	●休校					
	苦楽園	(振替休日)		●休校			
	大 社	●休校					
	神 原	●休校		●休校	●	●	
	甲陽園	(振替休日)					
	広 田						
	平 木						
	甲 東						
	上ヶ原			●休校	●	●	
	上ヶ原南						
	段 上	(振替休日)					
	段上西						
	樋ノ口						
	高 木	(振替休日)					
	高木北						
	瓦 木						
	深 津						
	瓦 林						
	上甲子園	(振替休日)					
	津 門			●休校	●	●	
	春 風						
	今 津						
	用 海						
	鳴 尾	●休校					
	南甲子園						
	甲子園浜	●休校		●休校	●	●	
	高 須	●休校		●休校	●	●	
高須西	●休校		●休校	●			
鳴尾東	●休校						
鳴尾北	●休校						
小 松			●休校	●	●		
山 口							
北六甲台							
名 塩							
東山台							
生 瀬							

●全校休校

○全校通常授業

学校名	6月地震		7月長雨 7/5・6	9月台風21号			9/6	
	6/18			9/5				
	学校運営	給食		学校運営	停電	断水		学校運営
中学校	浜 脇							
	西宮浜							
	大 社			●休校				
	苦楽園			●休校	●	●		
	上ヶ原							
	甲 陵			●休校				
	平 木							
	甲 武							
	瓦 木							
	深 津							
	上甲子園							
	今 津							
	真 砂							
	鳴 尾							
	浜甲子園	(振替休日)					●休校	
	鳴尾南			●休校	●	●		
	高 須							
	学 文							
	山 口							
	塩 瀬							
	特	西宮養護						●休校
	高校	市西宮		-				
		西宮東	●休校	-				●休校
幼稚園	浜脇		-					
	用海		-					
	夙川	●休校	-					
	越木岩	●休校	-					
	大社	●休校	-			●		
	付属あおぞら		-					
	上ヶ原	●休校	-					
	門戸	●休校	-					
	高木		-					
	瓦木		-			●休園		
	春風		-					
	南甲子園		-					
	高須西	●休校	-					
	鳴尾東	●休校	-			●		
小松		-			●			
山口	●休校	-						
名塩		-						
生瀬		-						

●全校休校

○全校通常授業